

# 医療費補助制度

急な受診、定期的な通院でも安心して医療サービスを受けられる。  
その安心が仕事の充実、人生の充実に繋がる。

ご本人、ご家族の受診費用（医療保険適用の自己負担分）の

## 全額補助

（但し、月額上限額 有：80,100円）※

年会費 1,200円

※ふれあいグループの医療機関での受診および薬局にて処方箋持込みの場合に限られます。

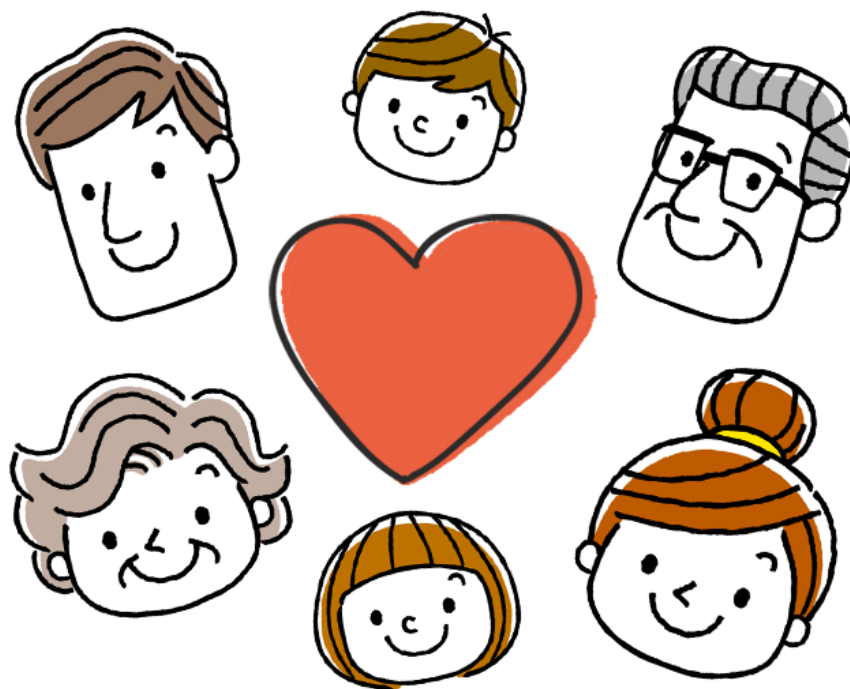
※社会保険（健康保険）加入の場合、適用の範囲は、本人、配偶者、子ども、他の扶養家族

※社会保険（健康保険）未加入の場合には、本人のみ5割補助

※病院等でのキャッシュバックではありません。申請後、給与支給に併せての補助となります。

※ふれあいグループの「ふれあい友の会」とは別のものになります。

※年度途中からの加入も可能です。年会費は月割り計算されます。



詳細は制度の規程を参照ください。また所定の様式にて申込み、申請をお願いします。

運用の詳細については、各事業所の管理者または法人本部まで

社会福祉法人 麗寿会